

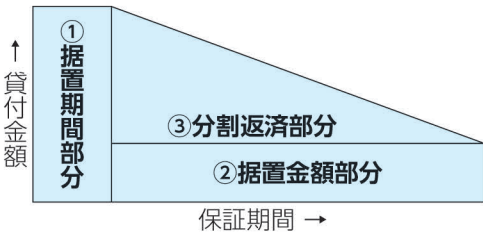
信用保証料額について

信用保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。

なお、保証期間は、最終返済日が確定している保証(根保証等)は「日単位」、それ以外の保証は「月単位」で算出します。

算出された保証料に円未満の端数が生じたときは切り捨てます。また、保証料を複数の計算式により算出し合算する場合も、それぞれ円未満の端数を切り捨てたうえ、合算します。

保証料の算出は右のイメージ図のとおりとなります。



- ①据置期間部分…融資実行から第1回返済月までのうち、元金返済が猶予されているとみなされる期間に対する保証料です。信用保証書に記載された返済方法が「7か月目から〇〇か月目まで1か月毎…」と記載されている場合、据置期間は7か月-1か月=6か月となります。満期一括返済の場合は、「据置期間部分」のみとして考えます。
- ②据置金額部分…「最終回返済額」が、「最終回の直前回の返済額」の2倍を超える場合に計算される保証料です。「最終回返済額」から「最終回の直前回の返済額」を差し引いた金額が「据置金額」となり、保証期間全体から据置期間を差し引いた期間が計算の対象期間となります。
- ③分割返済部分…「据置期間部分」と「据置金額部分」を除いた、元金返済が行われているとみなされる期間に対する保証料です。貸付金額から据置金額を差し引いた金額が計算の基礎額となり、保証期間から据置期間を差し引いた期間が計算の対象期間となります。

〈分割係数表〉

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
2回以上 6回以下	0.700	0.770
7回以上 12回以下	0.650	0.720
13回以上 24回以下	0.600	0.660
25回以上	0.550	0.610

①返済方法が一括返済(月単位の場合)は、次の計算により算出します。

保証料額 = 貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間(月) / 12

(計算例)

貸付金額	12,000千円	信用保証料率	1.15%	保証期間	24か月
12,000千円 × 1.15% × 24 / 12 = 276,000円					

②返済方法が均等分割返済(月単位の場合)は、次の計算により算出します。

保証料額 = 貸付金額 × 信用保証料率 × 分割係数 × 保証期間(月) / 12

(計算例)

貸付金額	12,000千円	信用保証料率	1.15%	保証期間	60か月
返済方法	1か月目から60か月目まで1か月ごと200千円返済				
均等分割係数	0.55				
12,000千円 × 1.15% × 0.55 × 60 / 12 = 379,500円					

③最終返済日が確定している当座貸越根保証等(日単位)の場合は、次の計算により算出します。

保証料額 = 貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間(日) / 365

(計算例)

当座貸越根保証 極度額	12,000千円	信用保証料率	1.15%
融資実行日(貸越契約日)	令和7年11月6日		
期日(満了日)	令和8年11月6日		
12,000千円 × 1.15% × 365 / 365 = 138,000円			

④「据置期間」、「据置金額」、「分割返済」がある場合は、次の計算により算出します。

保証料額 = ①据置期間部分 + ②据置金額部分 + ③分割返済部分

(計算例)

貸付金額	12,000千円	信用保証料率	1.15%	保証期間	60か月
返済方法	7か月目から59か月目まで1か月ごと215千円返済 最終回605千円返済				
均等分割係数	0.55				
①据置期間部分…12,000千円 × 1.15% × 6 / 12 = 69,000円					
②据置金額部分…(605千円 - 215千円) × 1.15% × (60 - 6) / 12 = 20,182円					
③分割返済部分…(12,000千円 - 390千円) × 1.15% × 0.55 × (60 - 6) / 12 = 330,449円					
→ ①69,000円 + ②20,182円 + ③330,449円 = 419,631円					

ワンポイント その③ 保証料返戻手続

保証期限前に繰上完済した場合などにおいて、信用保証料の一部を返戻します。

自己資金等による繰上完済後、保証協会が金融機関からの完済報告を確認のうえ、返戻する信用保証料がある場合には中小企業の皆様へ「保証料返戻のお知らせ」とともに「保証料返戻口座確認書」を送ります。中小企業の皆様は必要事項をご記入のうえ、返送期限までに保証協会あてにご返送ください。原則として毎月2回(第1・第3金曜日)に、ご指定の預金口座へ返戻保証料をお振込みいたします。なお、保証条件の変更により返戻保証料が発生した場合などにおいても、同様の手続きとなります。

信用保証料徴収要領(抜粋)

第5 返戻

信用保証料は、違算を除き返戻しない。ただし、次の(1)～(3)の場合は信用保証料の一部を返戻することができる。

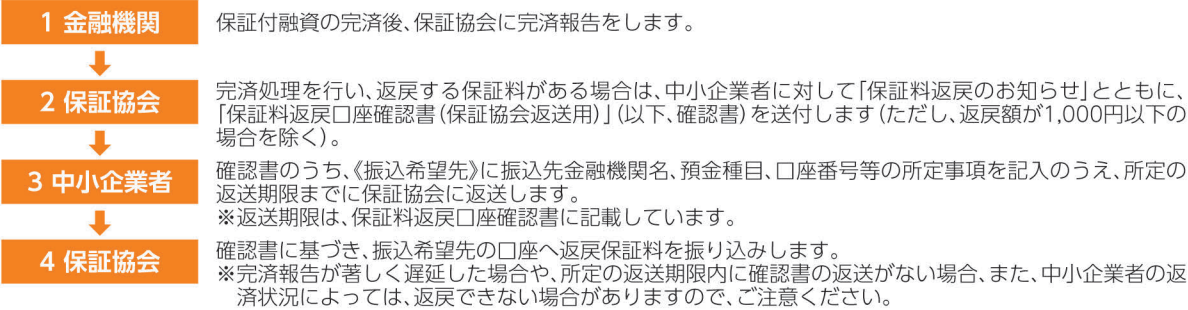
- 1 返戻の対象
 - (1) 保証期限前に繰上完済した場合
 - (2) 保証条件の変更にとりも、変更後の信用保証料よりも控除する額が多くなった場合
 - (3) 過収の場合
- 2 返戻額
 - (1) 繰上完済の場合
 - 次の2つの金額の合計額が1,000円を超えた場合に限る。(※一部省略)
 - ア 当初の貸付実行日から1年ごとに区分し、未経過部分の信用保証料のうち完済日の属する1年についてはその90%
 - イ 当初の貸付実行日から1年ごとに区分し、未経過部分の信用保証料のうち完済日の属する1年を超える期間についてはその全額
 - (2) 条件変更の場合
 - 変更後の信用保証料と控除する額の差額
 - (3) 過収の場合
 - 過収額の全額
- 3 返戻の具体的取扱
 - 信用保証料の返戻が生じた場合は次の手続きによるものとする。
 - (1) 原則として口座振込により行う。
 - (2) 借換保証の場合は、新規保証の信用保証料から決済する保証の返戻保証料を差し引いた残額を請求することにより返戻を行ったこととする。なお、この場合の返戻保証料は新規保証の融資予定日を完済日とみなして返戻保証料額を計算することとする。

返戻保証料の計算

(例) 貸付金額 12,000千円 信用保証料率 1.15% 保証期間 24か月(730日) 均等分割返済
分割係数 0.60 当初保証料額 165,600円 270日目に完済



信用保証料返戻手続きの流れ(自己資金による繰上完済の場合)



なお、同時完済条件付の借換保証による繰上完済で、差引計算ができない場合は、保証申込時に金融機関により「信用保証依頼書」に保証料返戻預金口座記載欄に必要事項を記入のうえ提出することで、保証付融資の完済および保証協会への完済報告後、保証協会により返戻する保証料を記載の預金口座へ振り込みします。